

鳥栖市指定ごみ袋等への広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年3月31日鳥栖市条例第12号）第14条の規定により市長が指定するごみ容器及び帯封（以下「指定ごみ袋等」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 指定ごみ袋等に掲載する広告は、当該広告を掲載しようとする者の事業の適正化及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上に資するものとするため、次の事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(指定ごみ袋等の範囲)

第3条 広告は、可燃物用ごみ袋（大）及びその帯封に掲載するものとする。

(掲載の範囲)

第4条 指定ごみ袋等に掲載することができる広告は、第2条の基本原則を損なうおそれのない広告で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの
 - イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
 - ウ その他指定ごみ袋等に掲載する業種又は事業者として不適当であると市長が認めるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (6) 特定の意見（環境負荷の低減並びに一般廃棄物の減量及びリサイクル推進に関するものを除く。）の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
- (7) 指定ごみ袋等を取り扱っている店舗又は事業所が行うもの
- (8) 不動産の売買、賃借等に関するもの（国、政府関係機関その他公共団体に係るものを除く。）

(9) 求人広告に類するもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの

(掲載希望者の募集)

第5条 市長は、本市の発行する広報誌等により、毎年度期間を定めて指定ごみ袋等への広告の掲載（以下「広告の掲載」という。）を希望する者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、鳥栖市エコ・ショップ及びエコ・オフィス推奨制度実施要綱（平成25年7月1日施行）第2条に規定する者及び前年度において指定ごみ袋等に掲載されている者に対し、広告の掲載の申し込みに係る案内をすることができる。

(広告の申込数)

第6条 同一の個人又は団体が指定ごみ袋等への掲載を申し込むことができる広告の数は、1回の募集に付き1件とする。

(広告掲載の申込及び決定)

第7条 指定ごみ袋等に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、鳥栖市指定ごみ袋等広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、第4条に規定する掲載の範囲について審査を行い、広告掲載の可否を決定し、その結果を鳥栖市指定ごみ袋等広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知する。この場合において、広告掲載が適当と認められる申込数が募集枠を超える場合は、申込者による抽選を行い掲載する広告を決定するものとする。

3 前項の規定により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載しようとする広告の版下を速やかに市長に提出するものとする。

(広告掲載枠の位置の決定)

第8条 可燃物用ごみ袋（大）における広告の掲載位置は、広告主による抽選を行い、掲載枠の位置を決定するものとする。

(広告審査委員会)

第9条 市長は、第7条第1項の規定に基づき掲載する広告を決定するため、鳥栖市指定ごみ袋等広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の委員は、総務部長、市民環境部長、市民環境部次長、商工観光課長、環境課長及び環境課環境推進係長の職にある者とし、審査委員会の委員長は、市民環境部長とする。

3 委員会は、次の事項について審査する。

(1) 広告主の決定及び広告内容に関すること。

(2) 広告の掲載料の減免に関すること。

(3) 広告の掲載の中止に関すること。

(4) 前各号に定めるもののほか広告の掲載に関し必要な事項

(広告掲載料)

第10条 広告の掲載料は、鳥栖市が1会計年度の予算で作製する指定袋への広告1点につき200,000円とする。

2 広告主は、前項に定める広告の掲載料を市長の定める期日までに前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めたときは、広告の掲載料を減額し、又は免除することができる。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) 掲載しようとする広告の版下原稿を市長に提出する前に、広告主が掲載の申込みの取下げを申し出た場合で、市長が正当な事由があると認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

鳥栖市指定ごみ袋等広告掲載申込書

年　月　日

鳥栖市長 様

申込者 住 所
名 称
代表者 氏名
電 話 番 号

鳥栖市指定ごみ袋等への広告掲載の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定に基づき、
広告の原稿を添えて次のとおり申し込みます。

事業所の所在地及び名称	
事業の概要	
広告媒体	希望する箇所（□にレを付す。） <input type="checkbox"/> 可燃物用ごみ袋（大） <input type="checkbox"/> 帯封
広告内容	別紙のとおり
確約事項	申込みに当たっては鳥栖市指定ごみ袋等への広告掲載の取扱いに関する要綱を遵守します。

様式第2号

第 号
年 月 日

鳥栖市指定ごみ袋等広告掲載（不掲載）決定通知書

様

鳥栖市長

印

年 月 日付けて申込みのあった広告の掲載について、次のとおり決定しましたので、鳥栖市指定ごみ袋等への広告掲載の取扱いに関する要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する
	<input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
広告媒体	<input type="checkbox"/> 可燃物用ごみ袋（大） <input type="checkbox"/> 帶封
広告掲載料	円
納付期限	年 月 日
その他	